

総務産業常任委員会記録

日 時 令和6年8月22日（木曜日）11時05分～16時13分
場 所 議員控室
出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員
竹内デジタル推進課長、井上デジタル推進係主事、棟方上下水道課長、
熊谷上下水道課長補佐、小笠原業務係長、橋本技師、
ウォーターエージェンシー 二平業務総括責任者、
ウォーターエージェンシー 山本業務総括責任者、豊島会計管理者、
三上商工観光課長、小笠原観光振興係長
オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員
事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、文教厚生常任委員会に引き続き、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本日は、結構ボリュームのある調査になります。午後にかけても現地視察ですとか、戻ってきてからもありますので、よろしくをお願いします。

まずは、デジタル推進課の事業について、デジタル推進課より定例会前に説明がしたいということで今回調査することになりましたので、竹内課長、よろしく願いいたします。

1 デジタル推進課の事業について

説明員 デジタル推進課 竹内課長、井上主事

竹内デジタル推進課長 11:05～11:39

本日は、急遽お時間をいただきまして、ありがとうございます。パソコンの操作もありますので、座って説明したいと思います。

デジタル推進課の事業ということで、9月補正で導入を予定している3つのシステムについて本日はご説明させていただきます。トータルで20分程度を予定しています。説明に当たりましては、皆さんの目の前にとおり、小寺委員長にご無理を言いまして、タブレットを使ってペーパーレス会議のデモンストレーションを兼ねた説明とさせてい

ただければと思っています。皆様の後ろにデジタル推進課の井上主事がサポートに入っておりますので、何か困ったことがありましたら、すぐお申し付けください。

補正説明の後にデジタル推進課がこれまでの4か月で導入したものについてもちょっと簡単にご説明する時間をいただきたいと思います。補正の説明の後に説明するデジタル推進課のこれまでをご説明するのですけれども、なかなかデジタル推進課の仕事って伝わりづらいところがありまして、役場内部でもデジタル推進課って何のためにあるのと、要るのとか、嫌みを言われることもあるものですから、議会の皆さんにもデジタル推進課が頑張ってるって推進しているという、こういう方向性を目指しているのということでもちょっとご紹介させていただきたいと、そのように思っています。こちらは、ちょっと駆け足で10分程度と考えています。

ちょっとペーパーレスのシステムなのですけれども、皆さん今触っていましたが、簡単に説明をしたいと思います。今見えている赤い枠の画面、多分発表者は竹内雅彦となっているのかなと思いますけれども、これが私が操作している画面になります。レーザーポインターでこのように出したりだとか、今ここの枠の説明をしていますよとか、こういう枠を出したりとか、マーカーを引いたりとかすることもできます。アイパッドの方だと、赤い画面をぽんと押すと小画面になるのかなと思います。小画面、僕が設定している画面、説明している画面です。ここが動きます。青画面は、ご自由に自分で、その資料を見れる画面になりますので、青い画面に自分でスクロールしたりすると自分で触れるのかなと。今日は初回ですので、赤い画面を出しておいてもらって、そのほうがいいかなと思っています。よろしいですかね。

ページをめくりまして、①の勤怠システム導入から説明します。勤怠ってあまりなじみのない言葉なのかなと思いますけれども、要するに勤務状況などを意味する言葉でして、従業員の出勤、退勤、休暇、休日、時間外勤務、シフト管理などを行うシステムのことを勤怠管理システムなんて呼んでいます。今では、多くの民間企業で既に導入されております。普及率は、6割を超えるなんていう話もあります。民間だとジョブカンだとか、キングオブタイムなんてサービスもいろいろあります。テレビコマーシャルなんかでもよく見ますし、何かタクシーなんかでもよく後ろにテレビがついていて、そこでよくコマーシャル、広告なんか流れていました。こういうシステムを今回導入したいということで、役場職員の勤務条件のもろもろの切り替わりが1月1日なものですから、そこに合わせるのがタイミングとしてはベストと考えまして、準備期間も含めて9月の補正に提案させていただきたいという内容であります。

まず、大前提なのですけれども、我々地方公務員、実は基本的に労働基準法は適用されておませんが、2019年、平成31年4月に改正された働き方改革関連法に基づきまし

て時間外勤務の上限規制が導入されました。職員の健康管理がそれによって求められるようになっていきます。それから、厚生労働省が定めたガイドラインに従って労働日ごとの始業、終業時刻を確認し、適正に記録することが求められています。では、羽幌町役場はどうかと言われますと、実は自己申告制でやっている部分ありまして、完全には対応できていないというのが実態です。ここにまず対応する必要性があるということをお大前提としてご理解ください。

この大前提に加えて、長年やり続けてきた無駄な手作業をなくそうというのが今回のシステムになります。この勤怠管理に関わる現行の羽幌町役場の運用なのですけれども、まずこれがデジタル推進課の出勤簿、休暇の申出書になっていまして、ちょっと恥ずかしいのですけれども、御覧ください。僕は役場に入って30年たちますけれども、何一つ全く変わっていません。資料のとおり、まず上です。出勤簿、紙に判こです。その出勤簿は皆さん、大体課長の机の横にぶら下がっていまして、毎朝出勤したらこれに判こを押すというのがお決まりの儀式みたいなものです。休暇のときは休暇と手書きで書いて、ゴム印を押したりします。今日の分、僕はわざと押していないのですけれども、全く問題になっていません。よくないのですけれども、月末にまとめて押す職員なんかもちろんおります。部下のページ、井上君のページなんかを見ると、僕が課長、判こを押すのですけれども、出勤が何日だと1、2、3、4、5、6と指で数えて手で記入しています。デジタル推進課は2人しかいませんので、そんな手間ではないのですけれども、10人以上いる課だと大変な作業でして、ストレートに言ったら怒られますけれども、無駄な作業だと思います。

次に、休暇の申請なのですけれども、これも御覧のとおり紙の台帳に休みたい日にちを記入して、判こを押して上司の決裁をもらう形になっています。紙に判こです。職員だと1月1日で休暇が20日に増えたりするのですけれども、会計年度任用職員は雇入れの6か月後、10月に休暇が付与されるのですけれども、増える日数も初年度は10日だとか、2年目は11日、3年目は12日なのに4年目は14日だったりとか、結構複雑な制度になっています。もちろん雇入れが8月1日だったら、付与されるのは6か月後の2月になります。これらの管理は、何のシステムもなく、職員がその都度管理していますので、間違った運用がされていて監査から指摘されることもよくあります。

次に、時間外ですけれども、これも制度上は事前に課長に今日は何時まで残業しますと言って紙の台帳に判こをもらって、次の日に実際何時までやりましたということでもう一回判こをもらっている運用です。ここは自己申告ですので、実際に役場に何時まで残っていたとか、全く分かりません。時間外で複雑なのは、自分の課の業務だけではないということなのです。例えば福祉課の職員が観光のイベントがあって土日手伝った

よといった場合は、商工観光課で時間外がつきます。選挙があつて選管の手伝いをしたよという場合は、もちろん選管で時間外をつけます。働き方改革関連法の改正の関係で、月に60時間以上残業した場合は、60時間を超えた部分から単価が変わる仕組みにもなっていて、今までだと福祉課、商工観光、選管でそれぞれ時間外をつけているので、どのタイミングで60時間を超えたのかとか集計してみないと分からない。なので、総務課で一旦集約して、60時間を超えた日からその台帳に手書きで全部修正して単価を直すという非常に面倒な運用を行っています。先ほど自己申告なので、職員が実際に何時に帰ったかというのは分からないのですけれども、それを把握するために役場の守衛さんがいまして、職員が何時に帰ったよと手書きで毎日記入してもらっています。それをさらに総務課でパソコンで手入力して、月まとめて集計してそれぞれの課長に通知するという今運用をしています。

これ問題は2つありまして、まずは月まとめなので、実際の時間外の時間と役場にいる時間に関係があつたとしても1か月前の話なので、あまり意味がないということです。2点目は、守衛さんがいるのは役場だけですから、健康センター、公民館、給食センターの職員、天売支所、焼尻支所、そもそも集計していません。一番の問題点は、全部手作業という部分だと思います。

次に、全部時間外が終わりまして、月頭になると各課で前月分の時間外を集計します。紙台帳ですから、もちろん全部手計算です。平日と土日で単価が違いますので、それらも別々に手計算です。それらの結果を給与のシステムに各課ごとに入力します。この入力が終わって、ようやく総務課で給与計算できる状態になります。

最後、タイムカードと書いてあるのですけれども、試験的に今のグループウェアに入っているタイムカード機能を使って職員に勤務時間を入力させています。これは、冒頭申し上げました働き方改革関連法に基づいて労働時間を把握するために行っているものです。把握すると言いながら、自己申告なのです。厚労省のガイドライン上は、自己申告も一応認められておりますけれども、これは客観的な数字かと言われると、ちょっと適していないのかなとは思っています。

次に、その下、移行案と書いてありますけれども、これが今言ったこれらの課題をこのシステムを導入することで、うそみたいな話ですが、全部解決できると見込んでおります。上の方法は、まずICカードを職員に配りまして、庁舎の入り口付近に古いパソコンを置いて、それに従ってこのリーダー、パソコンの横についている。これにピッとやると出勤、来たとき、帰るとき、出勤と退勤はこれで記録、勤務時間は客観的にこれで記録されまして、出勤簿も切り替わります。休暇と時間外は、職員の目の前にあるパソコンでシステムから申請します。承認の依頼は課長宛てに、今部下から休暇の承認依

頼が来ているよということで、ラインのようなチャットアプリで通知が飛んできますので、課長は課長の目の前のパソコンで勤怠のシステムを開いたら承認ボタンを押すだけで電子的に決裁を完了します。時間外もちろん事前に申請するのが原則なのですが、課長が次の日の朝、その勤怠のシステムを開くと職員が昨日職場に残っていたことがすぐ分かるようになっていました。これが時間外なのか、ただ残っただけなのかというのもすぐチェックするようになっていまして、ここを確認しないとエラーになるので、次の日には時間外勤務の時間が整理されているという状態になります。僕なんかもそうなのですが、上司が残っていたら部下は帰りづらいとよく言いますので、5時半になったらすぐ帰るようにしているのです。それだと、その後井上君が何時まで時間外で働いているかと確認できないので、そういった意味では管理職として当然知っておく必要がある情報を日々把握できるようになるのかなと思います。もちろん60時間を超過したタイミングで自動的に単価も変わります。

時間外でもう一点改善されるのが、先ほど各課ごとに手計算して給与システムに入力したと言っていたのですが、勤怠のシステムから一括で時間外のデータを出力して連携させますので、各課の入力作業というのもなくなります。ここに対応しているシステムというのが実はそんなにはないです。

以上のように、いいことづくめで本当かよという部分もありますし、どうせ金がかかるだろうと思われていると思いますけれども、お金は実際にかかりまして、それがこの費用なのです。初期導入に100万、月額の使用料が1人当たり月300円です。300円というのは、大体どこの民間サービスもこの水準です。特別高くないと思います。カードリーダーは9台用意しまして、役場出入り口2か所あるので2台、天売、焼尻支所、公民館、健康センター、給食センター、焼尻発電所に1台ずつで9台、カードが300枚入りのもので8万2,500円、1枚当たり大体250円ぐらいです。既存の給与システムの時間外の情報を連携させるためのテスト費用として17万1,600円、合計で164万を予定しています。

この別途、焼尻発電所と書いているところなのですが、実は焼尻発電所、職員7人もいるのですが、役場のネットワークとつながっていなかったのです。メールのやり取りも外部メール、プロバイダーのメールとかを使ってやり取りしてまして、人事評価のシステムとか、焼尻支所までわざわざ来て入力する必要がありました。会計のシステムももちろん使えません。ということで、今回勤怠のシステムを導入するに当たりまして、焼尻発電所とVPNでネットワーク接続する経費も今回補正で見込んでおります。

ちょっと今日、大事なことなので、何回もちょうと説明させていただきたいことがありまして、真ん中の赤字のところ。このマーカー、LGWAN端末で使用可とな

っているのですけれども、LGWANでエルジーワンと呼びます。ローカルガバメントワイドエリアネットワークの略で、地方自治体版の閉ざされたインターネットだにご理解ください。このLGWAN端末で使えますというのが重要な点で、先ほど僕は目の前のパソコンを使いますよと何回か言っているのですけれども、目の前のパソコン以外に何かあるのだと思われた方もいるのかと思いますが、実は役場の職員って目の前のパソコンでインターネットは使えないのです。セキュリティ上の都合で仕方なくこういう運用をしまして、なので目の前のパソコン以外にインターネットで調べ物をしたいなというときには、課に1台ぐらいパソコンがありまして、そこまで行ってわざわざ調べ物をしています。それが面倒だということで、スマートフォンを使う方もいますし、僕みたいにパソコンを自分で持ってくる者もおります。そういう職員の目の前のふだんエクセルなどを使って業務に使っている端末は、インターネットではなくてLGWANにつながっているので、LGWAN端末なんていう言い方をして呼んでいます。

勤怠のシステム、民間各社がすごいもう40個以上、50個、60個ぐらいですかね。数多く出ているのですけれども、ほぼ全てインターネットに接続して使うタイプ、今回予定しているシステムが目の前にあるパソコンを使えるという、LGWANで使えるという点と給与システムに時間外のデータを連携できるということで、ここは物すごいメリット、アドバンテージがあるというふうに考えています。

ちょっと次のページへ行かせていただきます。次、ペーパーレス会議システムということで、まさにお使いいただいているものがそうなのですけれども、これ実は10月までのお試しで、ベンダーからただで使わせてもらっています。ちなみに、タブレットはうちの子供が使っているタブレットをかき集めてきました。まだ夏休みなので、すごいユーチューブが見れないとブーイングを受けながらちょっと持ってきたので、昼にはすぐ返したいと思います。このシステムは、全庁的に運用するために各課にタブレットを1台ずつ、そのほかに指名委員会や法規審査委員会のような役場内部の会議と議会の委員会用に5台、合計で20台のタブレットを導入したいというものです。

後ほど詳しく説明しますが、議会から何年も予算要望をいただいている本会議のペーパーレス化も当然ながら視野には入っております。視野には入っているという言い方で申し訳ないのですけれども、本格的な導入にはちょっと時間、準備の時間がかなり必要かなと思っていて、幾つかちょっと段階を踏みながら、最後のゴールとして議員さん皆さんにタブレットを貸与して本会議のペーパーレス化をしたいというふうに考えています。

まず、最初の段階でどこまで進みたいかということがこの今御覧いただいた資料になります。まず、一番上なのですけれども、課長が町長に何か説明をしている感じです、

イメージとしては、今、各課長、理事者に説明するとき、紙でももちろん印刷して、資料で渡して、同じく紙で説明するのですけれども、実はそれらの資料は副町長が業務ごとに分類して保管して、しかもスキャンして電子データにしてワンドライブというクラウドストレージに入れて、町長のタブレットでいつでもこの資料を確認できるような体制を今取っております。取っているのですけれども、スキャンのデータなので、ただの画像なのです。だから、中に書いてある文字とかを後から検索したりできないので、直接各課の課長がエクセルとかからPDFにしてくれれば検索もできるし、副町長がわざわざスキャンする手間もなくなるということで、そういう体制を整えたいと思っています。

次に、2段目が法規審査委員会と書いています。役場内部の会議で活用したいということです。内部会議の構成員は、係長級の職員もいるものですから、それらの職員に5台の予備機をその都度当てると、そういう考え方です。

最後、3段目は今のとおり、議会の委員会です。その都度予備機をお配りして、委員会終了後に回収するという運用を想定しています。ちょっと補足なのですけれども、僕もちょっと分からなくて、議長も委員会では発言権があって参加されるということで、ここはちょっと6台調整する方向で今考えております。

新年度でなくて9月補正でやらせていただきたい理由としては、年明けに新年度予算の査定というのがありまして、それに使いたいというのが理由になります。新年度予算の査定というのが総務、財政、地域振興課長等、理事者を相手に各課から臨時費の説明を行うと。ヒアリングを行うのですけれども、そのときにカラーコピーで何十枚もの資料を用意して、最終的には投げているのですけれども、そこに活用することで大幅なペーパーレスが図られると考えております。この最低限度の運用を一、二年やってみて、課題なんかを整理しながら、また次のステップとして介護保険認定審査会だとか本会議の導入を検討したいと思います。実際、本来は本会議場、Wi-Fiが弱いという課題は認識しておりますので、そこをもしやるとなると電波を強化するための工事なんかも今後は必要になるのかなと思います。

介護保険認定審査会なのですけれども、何千枚どころか、何万枚という紙を印刷して、審査が終わったら全部廃棄していて、その作業も月2回繰り返していますので、ここは物すごいコストダウンになるのかなと思っています。

ちょっと慎重な進め方で、議員さんの中には不満な方もいらっしゃるのかもしれないのですけれども、ちょっとほかの町の話を知ると、ペーパーレス導入したけれども、全然使っていない、紙も減っていないという声もやっぱり聞くものですから、その辺デジタル推進課としては確実に有効活用できるように段階を踏んで進めていきたいと思っていますので、その点ご理解いただければと思います。

議会のペーパーレス導入に関しては、皆さんの率直な意見をお聞きしたいと考えております。質疑の際にもごつくばらんにご意見を頂戴できればと思います。休会中でも構いませんし、本当はあまり使いたくないのだよなとか、紙のほうがいいのだよなという声もあれば、正直にお伝えいただければと思います。

費用面は、下のおりタブレット、タブレットはアップルのアイパッドを想定しています。今日は大小まざっているのですけれども、工藤委員が使っているサイズを想定しています。9月頃、ちょっとモデルチェンジのうわさがあるのとドル円の為替がちょっと不安定なので、多少の上下はあるのかなと思います。ちなみに、タブレットではなくてもこのようにノートパソコンでも使えます。小寺委員長のところアドレスを入れてサインインすれば、それでも使えます。システム使用料としては、30アカウントで税抜きで3万円台、相当安いです。10アカウント増えるごとに3,000円が増える仕組みです。アカウントをまとめますので、議会、介護と、いろんなペーパーレスをばらばらに導入するのではなくて、デジタル推進課で一本化することでコスト的に有利になると思います。

自治体のシステムというと、電算室の高いサーバーを置いて、システム会社に何千万も払って一から開発してみたいなイメージあると思うのですけれども、今SaaSでもよく見るのかなと思うのです。SaaS、ソースと読むのですけれども、既に開発されたクラウドのサービスをその都度使う。クラウドなので、サーバーを買う必要もないですし、お試しで利用することもできるということで、低予算でスピード感のあるシステム導入ができるものですから、これからもこういったクラウドのシステムを活用していきたいと考えております。国のほうも最近クラウド・バイ・デフォルト原則という方式で、システムを調達する際はクラウドのサービスから検討しようということで進めているところです。

最後です。③、AI文字起こしシステムの導入。AIを使った文字起こしは、もう劇的な業務改善効果があるので、早期の導入を進めているところです。5月の補正段階では、性能のよいパソコンを買って、パソコン上で文字起こしする予定だったので、システムの文字起こしも幾つかお試しをしてみて、十分業務に使える水準だったので、高いパソコンを購入するのをやめて、システムとして導入することにしました。費用面は、大体10時間ちょっとの文字起こしで月2万円程度です。これもクラウドのシステムです。お試しもさせてもらいました。費用も大変安く済みます。そこにサンプルありますけれども、ニュースの動画も音声で録音して変換をかけたのです。音がきれいだと、ほぼ100%に近い精度あります。

最後に、何回も今日は申し上げるのですけれども、LGWAN端末で使用可、目の前

のパソコンで使える。これが大きなメリットになろうかと思えます。議会事務局でも活用いただければと思っております。ここまでが補正予算の導入を予定しているシステム3つの説明になります。

続いて、いいですかね。ここから4月からの4か月でデジタル推進課が進めてきたDXについて簡単にご説明したいと思います。まず、電子申請フォームです。製品名としては、LOGOフォームというサービスを利用しています。小寺委員長であれば、グループフォームご存じかと思うのですが、その自治体版です。一番下に赤字で書いていますLGWAN端末で使用可、これが大きな特徴です。実際どんな電子申請ができるようになっているかという、まだ公開はしていないのですが、粗大ごみの申込み、今公開されているのは健診の申込みです。実は、水道の開閉栓申込みも今できるようになっております。今回は使わなかったのですが、大雨のときみたいな災害のときに住民の方から、ここ木倒れているよとか写真を撮って報告してもらうようなフォームも裏では準備しておりました。

5月の臨時議会で、現場の負担が増えるのではないかという阿部議員からのご心配あったかと思うのですが、これらの4つに関してはデジタル推進課が主導して開発して担当課と調整したものになります。実は、これ結構簡単でして、今もういろんな課でつくられています。もう既につくられています。おろちゃんマラソンのエントリーフォームなんかは今もこれに変わっていますし、佐々尾先生の講演会の参加も今これになっています。おもしろいところだと汐見のオロロン鳥レプリカ、足元に看板があって、QRコードが貼ってありまして、旅行者がそこでアンケートに答えることができるようになっていたりします。あと、選択肢だけではなく、写真を送ることもできますので、バラ園のフォトコンテストにも今回活用されたと。何回も言うのですが、LGWANで使えるシステムですので、インターネットから送られてきた写真が目の前のパソコンですぐ保存できます。もう当たり前のことだと皆さん思われるのですが、この当たり前が今までできなかったというのが役場のネットワークだということでご理解いただきたいと思います。ちなみに、これもクラウドのシステムですので、半年間のお試し期間を経て月4万円程度、物すごい安い金額で運用する予定です。5月の補正で組んだラインのシステムの一部をこちらに振り替えることにしましたので、既存の予算の範囲内で導入をしております。

次に導入したのがビジネスチャットです。製品名としては、LGTalkというものになります。ビジネスチャット、簡単に言うと業務用のラインです。そこに書いていますけれども、民間だとほぼ導入が当たり前になっているサービスです。この下の画面がパソコンです。職員の目の前のパソコンで開いている画面のイメージです。ラインは、

スマホでもパソコンでも同時に同期して使えると考えたら、結構便利そうだなというのは何となくイメージしてもらえるのかなと思います。ラインだと一々お友達登録しないと送れません。今までも連絡用に各課でライングループをつくったりしていたのですが、やっぱりラインってプライベートなものですから、絶対教えたくないという人もいますし、セキュリティーの問題もあります。ビジネスチャット、職員全員登録しましたので、そういった問題は解決されました。この間の大雨のときも、土日であっても緊急時はこのチャットを使おうねということで対応に当たっておりました。

最初に勤怠のシステムで、課長に決裁してほしいときに通知が行くと申し上げたのですが、その通知はこのチャットを使って通知が行く予定です。何回も言うのですが、L GWANで使えるというところが物すごい大きなメリットでして、今までスマートフォンで撮った写真を使って課長宛てに報告書を作りたいと思ったときにどうしていたかという、スマートフォンのメールのアドレスから自分のアドレス宛にメールを送って、目の前のパソコンは使えませんから、インターネットのパソコンまで行ってメールで添付ファイルをダウンロードして、USBを差して持ってきて、自分のパソコンに差して、それでようやく写真って運べたのですが、今はもう目の前のパソコンで同期していますので、もうがっと一瞬で終わります。この間の大雨の被害報告だとかでもすごく役に立ったと聞いております。元職員の村上議員なら、この便利さ、すごさだとか、分かっていたのではないかと思います。ちなみに、これもクラウドのサービスでして、導入経費としては本来月5万円とかかかるものなのですが、実はゼロ円で導入しています。この理由については次に説明します。

⑥の自治体A I ツールということで、これ簡単に言うとC h a t G P TをL GWANの端末で使えるようにするツールです。大規模言語モデルと呼ばれるものなのですが、僕も多少活用はしておりますけれども、基本的にはインターネットに接続しないと使えないものです。このツールの特徴としては、目の前のL GWANの端末で使えるという点と先ほど説明したチャットツールと連携しているので、そちらのチャットツールに話しかけるとC h a t G P Tでの回答が返ってきます。そういうのが大きな特徴になります。費用は、そこ書いていないのですが、月1万の最低プランで契約しています。このサービスを契約することで、おまけのサービスとして先ほどのチャット125名分をただで使わせてもらっています。何か大盤振る舞い過ぎて、いつまでこの方法で使えるのかちょっと分からないのですが、現時点ではこれが最も安い方法なものですから、このやり方を採用しています。

次、どんどん行きます。テレワークシステムです。費用の話でいくと、これもゼロ円で導入しています。地方公共団体情報システム機構という団体がコロナのときに実証実

験としてただで提供してくれています。テレワークって何かというと、簡単に言うと家のパソコンから役場のパソコンに接続して操作するというものです。ちょっと分かりづらいのですが、この目の前の大きいディスプレイがL G W A N 端末です、僕の。この下にあるノートパソコンがテレワークでつないだノートパソコンです。これが切り替わっているのが分かりますかね、このカレンダーの画面が。これ同じ机に置いているから、ちょっと分かりづらいのですが、この機械は例えばインターネットでつながっている場所であれば、どこからでも接続できます。

僕自身の話なのですが、7月末に夏季休暇を取っておりまして、移動先の札幌のホテルだとか自宅から実際に役場のパソコンに接続して、メールの整理とか簡単な決裁を済ませました。今はコロナの時期、自宅待機とかなないので、もろもろの課題については必要になるのですが、やり方次第では非常に有効的なシステムだと感じています。情報漏えいとかセキュリティーの課題は多いので、現時点では一部の課だけで実証実験として使っています。

次がペーパーレス電子回覧システムと書いてありますが、役場内ではD o c u W o r k s という印刷システム、印刷データを管理するシステムが大体全員入っておりまして、それを拡張したものです。これは、デジタル推進課と上下水道課だけで実証実験として導入しています。役場の決裁というと、決裁書というひな形を使って、係長、課長、町長と順番に判こをもらうような、そういう仕組みになっているのですが、そればかりというわけではなくて、単なる回覧で用が足りる。1年も過ぎれば廃棄してしまうような文書って、半分とは言いませんけれども、結構な割合であります。そういう文書をこれに切り替えて紙の印刷を減らそうというのがこのシステムです。

資料を見ていただければ、ここに判こが押してあるのです。井上、竹内と。実際これは本物の印鑑ではなくて、チェックボックスとかでもいいのですが、実際に今までに紙でやっていたのと同じやり方だとみんな使いやすいよねということで、こういうやり方をしています。中身をよく読むと、青森県でペーパーレス化を実施して導入されると。羽幌で導入を予定しているシステムと同じものを導入されるようです。今までだと、これを紙に印刷して供覧というスタンプを押して、判こを押して、決裁折りに入れて、上司が判こを押したやつを並べて回していたのですが、これを電子的にやっています。

右上のこの竹内と書いている黄色いトレイがあります。ここに井上君の入れた、白い紙が入っている状況です。①と書いています。書類が1個入っています。僕がここで竹内と押して保存して下の青いトレイ、確認済みというところに入れると、また井上君のほうに通知されて、それを保存して完了です。一回も印刷しません。

デジタル推進課、できたばかりの課なので、そんなに通知とか来ないのですけれども、それでも4か月で3,000枚くらいペーパーレスで処理しました。役場全体でこれを導入したら、すごいコスト削減になるとは思ってはいるのですけれども、本当は早く導入したいのですが、あまりいろんなシステムを導入すると職員がついていけない部分がちょっとあるのかなと思っていて、段階的に導入したいと考えています。もしかしたら、新年度予算でご提案させていただくかもしれません。先ほどテレワークのときに札幌にいたときに決裁したと申し上げたのですけれども、このシステムを使ったものになります。

その下のインターネット側メールクライアントの高機能化ということで、これもお金をかけずに高機能化をしました。

⑩、公用車に乗るとき、紙の資料に手書きで記入して、それに管理者の判こを押していたのですけれども、車内にQRコードを置いて、それをスマホで読み取ってフォームで入力する方式に変更しています。

⑪は、今回議会の皆さんにもいろいろお手数をおかけしましたけれども、行事予定の 구글カレンダー化です。これは、まず町長、副町長で先行して取り組んでいまして、今までは土日とかに町長から電話が来て、スケジュールの確認あったときなんかは、休みの日にもわざわざ役場に出て紙の手帳を確認したりとかしていたらしいのですけれども、そういう手間が今年からなくなりました。

また、町長は皆さんご存じだと思うのですけれども、ITは明るいのですので、iPhoneとかアップルウォッチみたいな、そういう機械も連携されて大変便利だと聞いております。議員の皆さんは、どうですかね。今までは、一月分をファクスでということで聞いていましたけれども、2か月、3か月先が分かると結構便利になったのではないかなと思っています。

どんどん行きます。⑫、直接デジタル推進課の仕事ではないのですけれども、羽幌中学校のホームページを開設したいということでお手伝いをしていました。もちろんお金を払えば、いろんなシステム使えるのですけれども、edumaという教育機関向けのホームページのシステムを無償で提供している仕組みがありましたので、それを活用して当課のほうで構築を進めました。

最後、⑬、ラインなのですけれども、9月1日スタートと説明していたのですけれども、デジ田の交付金の都合なんかもありまして、10月1日のサービス開始を予定しておりますので、その点ご了承願います。

あと、システムでないので載せていないのですけれども、デジタルサイネージ、もう既に窓口に設置しておりますので、御覧いただいた方もいるのかなと思います。ちょう

ど商工観光から道の駅にサイネージを設置するような説明があるようですけれども、デジタル推進課の運用を踏まえた上での導入と聞いております。

といったところで、早口なのですけれども、本日の説明は以上でございます。デジタル推進課、これからも今までの役場にないスピード感でやれるところからどんどんやっていきたいと思っていますので、その都度このようにご説明の機会を設けていただければと思います。

以上です。

小寺委員長

ありがとうございました。それでは、質疑のほうに入りたいと思います。なかなか新しい言葉ですとかシステム、横文字もあって難しい面もあるのですけれども、忌憚のないご意見をいただきながら、質問でしたり、案件でしたり、そういうのがある方は挙手のほうをお願いいたします。ずらっと横断的にやりましたので、上下してもいいようにしたいと思っていますので、例えば①番の勤怠システムについてとか、4番の電子フォームとか、もしそういうので分かれば資料を基に質問していただければなと思います。

では、質疑のほうをお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 11:40～11:59

工藤副委員長 まず、確認をさせていただきたいと思います。9月の議会での補正予算は、一番最初のこのページなので、これが全て。

竹内課長 そのとおりです。資料でいうと、①から③のシステムの導入になります。

工藤副委員長 今聞いていて、この①番の説明は、とっても便利になっていいなというふうにして僕は聞いていました。こんなことがどんどん進んでいくように、お願いしたいと思います。

佐藤委員 先ほど言っていた、いわゆる課長あたりに決裁の報告のあれでこういうのを今使っているのですよね。これ今後使うということなのか。判この、決裁を受ける、課長あたりの。まだやっていないということか。

竹内課長 この電子決裁に関しては、デジタル推進課と上下水道課だけで今試験的に導入しているもので、これの推移を見ながら本格的な全庁展開を図りたいと考えています。

佐藤委員 今後。

竹内課長 はい。

佐藤委員 そうというのは、実際問題これでもしやった場合に、いわゆるこのタブレットを使っただけで、いわゆるここでなければできないということなのか。

竹内課長 この電子決裁に関しては、タブレットとかは関係なく、職員の目の前のパソコンで使えるシステムになります。

佐藤委員 パソコンという形ではなく、例えば課長がいわゆる札幌に出張していると。だけれども、そういう人に決裁をもらいたい。そういう場合は、課長あたりが自分のパソコンを旅に持って歩かなければいけないということか。

竹内課長 テレワークに関しては、ちょっと全庁的に今すぐ導入するというのはセキュリティ的にも難しいかなと思っていまして、そこまではまだ考えていません。

佐藤委員 もしそういうことが、自分たち組合のほうでは、ある程度そういう形を使っているんで、どこにいてもいわゆる専務決裁でもどこでも、札幌でもどこでも判こができれば、わざわざ帰ってきてから、またその厚い書類を見て判こをどうのこうのやる手間よりも自分が出張先で全部、職員がやったことを全部、決裁印を押せる格好になっているから、ぜひともそっち側のほうが逆に先に、ある程度試験的にやっているところがあるのであれば、そういうほうがかえって職員たちにとっても後日にいわゆる判こ、いないときにできなかったとかという、そういうこともなくなって大変楽になるから、そっち側のほうも大至急やってもらったほうがいいのかという気がしますよね。

竹内課長 参考とさせていただきます。

小寺委員長 ご意見ということで。

佐藤委員 はい。

逢坂委員 先ほどの説明で全て分かったかといったら全然そうでなくて、分からないのですけれども、現行の勤怠システム導入については庁舎内に限ってのものだと思うのです。この出勤簿だとか、いろんな関係は一般町民は全く関係ないという部分になりますね。

それで、ちょっと私としては、このデジタル課が推進しているタブレットなり、こういうものが一般町民に対して、ではどれだけの部分のメリットなり、そういうのが今後発生してくるのかなというのが私は一番だと思うのです。だから、デジタル推進課ができたよというのは分かるのだけれども、いろいろ便利になっていくのだよというのも分かる。ただ、一般町民にすると、いや、それはどこでどうなって、何がそういう部分でお金かかってくるのと。一般町民の有利性というか、インターネットがつながって、例えば町と直接話せるとか、いろんな部分で出てくるのかなというふうに思うのだけれども、現状今の状態では一般町民が直接町に対して、なかなかネットをつないでどうのこうのという部分はなっていないと。自分ではなっていないと思うのだけれども、その辺のデジタル化の今後の方向性というか、そういうものが町民に見えるようにしていくために、どのような考え方でいるのかなという、基本的な考え方があれば教えていただきたい。

竹内課長 どうしてもちょっと手のつけやすい庁舎内のDXのほうにちょっと偏重している部分もあるとは思うのですけれども、ラインの展開であったり、先ほど説明した電子フォームということで、我々は24時間ご自宅でも申請ができるような体制ですので、そのようなシステムを少しずつ導入していければいいなどは思っています。ただ、やっぱり職員が今足りない。もう人が足りないという状況の中で、まず役場のDXをして余計な仕事ではないもの、そういう余計な仕事を減らして町民の皆さんと本来関わるべき仕事に注力できるように、そこの余計な部分をまず減らして

いくというのが、どちらが重要というわけでもなく、どちらも重要なので、並行して進めたいのですけれども、確かに町民の方から見ると全然町民向けのほう進んでいないのではないと言われるお気持ちはもちろん分かるのですけれども、できるところからちょっと手をつけさせていただきたいなと思っております。

逢坂委員 分かりました。ある意味、そういう部分では難しい部分は実はあるというふうに私も思うのです。ですから、庁内の関係をまずきちっと構築されて、いいようにして、今度は1年後だとか2年後だとか、その部分については町民にもやっぱり何か関わる形でメリットなり還元するということは、ちょっと表現悪いですが、そういうものが出てこないデジタル推進課の意義っていうのが部内だけのものになってしまうので、それであれば町民は何かどうなのかなって首をかしげる部分が多くなると思うので、ぜひ大変だと思うのですけれども、頑張ってください。答弁はいいです。

小寺委員長 ご意見ということでお伺いしました。

金木委員 一、二点あるのですが、私も前から言われているペーパーレス化というのはやっぱり重要な、大事なことかなとは思いますが、時にはやっぱりペーパーも欲しいなというときも当然あるし、でも大方、大体総じて言えば毎回定例会が終わるごとに、こんなにどんと残ったり、特に条例改正、税関係の条例改正なんていうことになるのと添付資料が100ページから来るときがあるのですよね。議員だから、そのぐらいの内容を全部分かっていなければならないのかというと、そこまでは難しいし、そういうときこそやっぱりこういう電子的なものでもし都合がつくのであれば、そのほうがいいのかというふうにも思っていますので、この方向では確かにいいと思います。

今回、説明にあった文字起こしシステム、これも議員の立場からすれば、非常にこれはどうなのかな。例えば議事録だとかを作る場合に、議会や委員会の音声を短時間でというか、もう短い期間で文書化できるよということだろうと思うのですけれども、そういったことで議会事務局のそういう作業とかも能率が格段に上がるというふうにも考えていいのかな、

どうかと思うのですけれども。

竹内課長 事前に議会事務局と文字起こしについて、いろいろ意見交換をしたのですけれども、やっぱりしゃべったまんま全て議事録になっているわけではなく、かなり何か直す部分が多いというふうに聞いていまして、その部分はちょっと今までどおりの委託で行きたいなというような考えと聞いております。

金木委員 もうちょっと時間がかかるのかなということですね。
あと、私も素人ながら、詳しく分からないのですけれども、さっき説明の中で外部からのメールなどもチェックするのに一旦こっちのパソコンに移して、メモリ取って、また自分のパソコンにと、そんなことを言われていましたけれども、よくウイルス対策だとか、私も年に何回か振興局とメールでやり取りする場合、向こうからはパスワードがくっついてくるのです。そういったものは、町民と役場との間、議員と役場の間でのそういうものは必要あるのか、ないのか。その辺も、ちょっとそういうウイルス対策の面ではどんな格好になるのかなと思って、説明されて私も全部分かるかどうか分かりませんが、どうなのでしょうね。

竹内課長 システムと関係なく、今のパスワードつきメールのお話、一般的なお話としてちょっと伺ってそれにご回答するのですけれども、あれは多分誤送信防止の措置というふうには言われていますね、基本的には。あれは、セキュリティーというか、ウイルスとかというよりは間違っただけ相手に間違っただけデータを送ってしまったのも気づければ、その後のパスワードは止められるので、相手は開けないかなという、その誤送信の防止の措置なので、セキュリティーとはちょっと関係ないのかなとは思っております。

小寺委員長 ほかにございますか。(なし。の声) それでは、課長からほかに、いろいろ聞いた中で再度ありますか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:52～11:59)

小寺委員長　それでは、休憩前に引き続き会議に戻ります。
ほかに質疑ございませんか。(なし。の声) それでは、以上をもちましてデジタル推進課の調査を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(休憩 11:59～13:25)

2 上下水道施設の現状（現地調査）について

(現地調査 13:25～14:40)

小寺委員長

それでは、上下水道施設の視察に続きまして、公金の出納事務に係る手数料についてということで、出納室の豊島会計管理者から説明をお願いいたします。

3 公金出納事務に係る手数料について

説明員 出納室 豊島会計管理者

豊島会計管理者 15:03～15:17

では、改めまして、出納室の豊島です。本日は、現地視察終了後お疲れのところ、また緊急を要する案件ということで説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。本日説明させていただきます案件につきましては、お手元のレジュメにも記載されておりますように公金出納事務に係る手数料についてであります。資料の説明等は、失礼ですが、着席させていただきますことをご了承いただきまして、説明させていただきますと思います。

それでは、着席させていただきます。まず、資料のほうには特段の記載についてはしておりませんが、本件につきましては令和3年6月16日に閣議決定されました規制改革実施計画により総務省から令和4年3月29日付で発出されました指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等についての通知により、公金収納等事務についての適正な経費負担となるよう見直しを行い、同事務の効率化、合

理化を通じ、国民生活の利便性の向上及び社会経済活動全般の効率化を図るようお願いするとして地方自治法の規定に基づく技術的助言を受け、また資料のほうにも記載してありますように内国為替制度運営費の導入に伴いまして、指定金融機関であります留萌信用金庫から要請を受け、その対応について町理事者と協議した結果に基づくものでありますのをご理解いただきたいと思います。

それでは、早速資料のほうの説明に移らせていただきたいと思います。資料につきましては、両面刷りでA4、1枚物を提出をさせていただいております。まず、現状につきまして、各種公金の出納事務に係る手数料については、現在金融機関の経営判断により無料とされているところであります。

今後につきまして、2でありますけれども、銀行間の為替取引において仕向銀行、これは送金元でありますけれども、が被仕向銀行、送金先に支払う銀行間手数料については、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替制度運営費へ移行され、地方公共団体においても銀行間の為替取引を行う公金の支出、これは給与、賞与のものについては除くという形になりますけれども、これはこれまで無料でありましたが、仕向銀行の手数料が令和6年10月から1件当たり税別で62円かかるというものに変更になるということになりました。

続いて、3でありますけれども、指定金融機関から手数料見直しについての要請ということで、その要請の内容を簡便に記載しているのが大きな見出しの3番であります。これは、指定金融機関のほうから金融機関を取り巻く経営環境の変化や長期にわたる金利政策、地域経済の動向などから収益性の確保、継続は厳しい状況であり、地域金融機関の責務を全うし、地域社会の発展成長に貢献するためにも適切な手数料は必要不可欠との判断から、また直前に説明しました指定金融機関のほうで担う業務により発生します内国為替運営費のほうで令和6年10月からスタートされることに伴いまして、指定金融機関が振込手数料を負担しなければならないとする内容から下のほうにあります、記以下で記載しています内容、公金の出納事務に係る手数料見直しの要請がされたものであります。

こちらにつきましては、単位は全て円、税別で記載しております。見直しの要請があったものとして、手数料の区分といたしまして、ただいま説明したように振り込みに係る手数料、こちらにつきましては紙ベース、振り込み依頼が電信全国扱いで振り込みをお願いするものにつきましては要請額として税別で200円、F Bと言われるものなのですが、これはファームバンキングということで、下のほうに注釈を書いておりますが、通信回線を使用した振り込み等ができるサービスの総称でありまして、これについては税別で100円、備考のほうに記載してありますように、これは留萌信用金庫本支店及

び他行宛て、それぞれの別をなくし、一律それぞれこの紙ベースかF Bかによつての区分で一律1件当たりの手数料ということでの要請になっております。

続いて、収納手数料であります、こちらにつきましては窓口収納では税別で170円、これは切符で納める場合です。あと、口座振替につきましては30円ということで、これにつきましては収納金額に関わりなく、1件当たりの金額ということで、要請額がただいま説明したような金額ということで要請を受けているものであります。

こちらにつきましては、それぞれ開始時期を内国為替制度運営費が導入される時期と同じ時期の令和6年10月1日からということであります。振り込み手数料については、内国為替制度運営費に留萌信用金庫の事務コスト等を付加した金額ということになります。地方公共団体に代わり行っている公金の収納事務のうち、窓口収納分につきましては一般社団法人全国銀行協会が調査し、参考数値として公表されている収納1件当たりの平均値401.39円、中央値296.80円を参酌し、留萌信金の事務コスト等を付加した金額という形になっております。口座振替については、一般企業との契約基準値が50円、これは税別であります、であるのに対して人件費、システムコストに見合わない現在の契約、当町との契約金額という形になっておりますが、社会情勢等を鑑み、現状と同額の金額ということでの要請内容という形になっております。

また、ただいま説明させていただいた内容については、令和6年の10月からスタートするもので、令和6年度中の手数料という形での要請でありまして、令和7年度に向けては公金出納事務手数料のうち収納分について増額をしていただきたい。さらに、見直しをしていただきたいという要請をされているものであります。具体的な金額については、現在交渉中でありまして、そこについては明示もちょっと明言もできないという状況であることをご了解、ご了承いただきたいと思っております。

続いて、2ページ目、裏面に移りますが、大きな見出し4ということで、手数料見直し要請に係る対応、方針という形でタイトルをつけさせていただいておりますが、手数料見直し要請に係る対応といたしまして、関連経費を補正予算として提案をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。関連経費につきましては、企業会計、水道事業会計と本年の4月から新たに企業会計に移行しました下水道事業、これらは企業会計という形になっておりますので、それらを除く普通会計分につきましては一般会計、出納室のほうで関係経費を計上しています科目、会計管理費のほうに一括計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

補正予算の提案時期につきましては、次期開催予定の令和6年第6回羽幌町議会9月定例会ということで補正予算の提案をさせていただきたいということで考えているところでございます。補正予算の予定額につきましては以下のとおりということで、こちら

については税込みの価格かつ円単位で明記しているものであります。なので、さっきのものと若干単価、要請額では変わっているところですが、税込み、税別というところであるということをご理解いただきたいと思います。まず、手数料、振込手数料のほうにつきましては、紙ベースで補正予算額が8万4,480円、F Bと言われるものが予定額として84万730円、収納手数料、窓口収納分については317万2,766円、口座振替につきましては令和6年度の当初予算に既に予算計上しておりますので、本件の補正予算のほうからは除外という形ですので、ここはありません。合計金額で409万7,976円ということで予算として要求をさせていただく際は1,000円単位という形になりますので、1,000円未満を切り上げて409万8,000円というものを補正予算という形で提案をさせていただきたいというふうに考えております。

雑駁ですが、資料の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

小寺委員長

これより質疑に入りたいと思います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:17～15:41

工藤副委員長 まず、この一番最後のほうの補正予算額のところは、羽幌町が例えば町民にとか、あるいは商店にとか送金するときにかかる手数料ということでしょうか。

豊島会計管理者 ただいまの工藤委員のご質問にお答えいたします。
こちらについては、工藤副委員長のほうでご質問されている内容、振り込みに対する手数料もありますけれども、それ以外に窓口、金融機関の店舗のほうに納入義務者の方、納税者の方々、納税者だとか、あと公金の納入者の方が出向いて切符でお金を納めていただけの際にも発生する手数料という形になります。なので、お金の出入りに係るもの全てという形になります。

工藤副委員長 そうしたら、役場側からどちらかに払うときも当然そうだし、町民が役場に対して払うときも手数料が発生するということ。

豊島会計管理者 そのとおりです。

工藤副委員長 そうしたら、補正予算額がここに出ている分は、当然役場側が払い込むときにかかる分の補正予算がこの金額なのだよということですか。

豊島会計管理者 冒頭の1回目の質問の答弁というものと重複する形になるかもしれませんが、払い込みをする際に、振り込みをする際にも当然手数料はかかるのですけれども、先ほども回答している内容の中でもお話ししましたけれども、お金を納めていただくもの、お金をこちらから払うもの、全てに手数料というものの負担が生じてくるということになりますので、それらを含めた総額ということですから。その金額を今回補正予算という形で提案をさせていただきたいという中身になっています。

工藤副委員長 ちょっとよく分からないのだけれども、当然町民からいただくときの手数料は町民が払うのではないのかね。違うの。

豊島会計管理者 工藤副委員長のご質問にお答えしたいと思います。
納めに来られる地域住民、町民の方、法人の方もそうですけれども、こちらの方については納付書のほうに記載されている額面だけ納めるということで、手数料は発生しません。町のほうが金融機関に対して、指定金融機関のほうの業務を担っていただいているということで、それに見合うコストというのでしょうか。それは、当然手数料がこれから振り込みに係るものがかかってくるということで、これまでは無料だったので、10月以降は先ほども言ったように仕向銀行、送金元が送金先に対してお金を振り込む際に無料だったものが1件当たり62円、税別でかかってくるという形になりますので、それをこちらのほうから負担しなければ、指定金融機関のほうで業務を担うことによって、それを丸抱え、持ち出しのお金として支払っていかなければならないという状況になります。それらをカバーするという意味で、また指定金融機関の業務を担うことによって事務的経費、人件費だとか、あと簡単に言うと手間賃というものでしょうか。それらのコストを加味した上で、振り込みに係るものについては紙ベースでやるもの、あと伝送と言われるもの、それぞれ区分は事務の手間が異なるので、それぞれ区分して、F Bについては税別で1件当たり100円、紙ベースでこちらのほうから振り込みの依頼をかけて振り込みをしていただくものについては、F Bよりも手間

がかかってくるということになりますので、金融機関側のほうで手間がかかってくるということになりますので、それらを加味した上で1件当たり税別で200円というような要請額になっています。窓口収納についても同じです。金額の多寡ではなくて、窓口に来店されたお客様から直接徴収するのではなくて、納めていただいた金額は、その納付書に書かれている金額だけ納めていただいて、後日集計したものを町のほうから指定金融機関のほうに事務の手数料という形でお支払いという形になります。それらを合わせて今回、次回の9月に開催予定されています定例会のほうに町から補正予算という形で提案をさせていただければなというように考えているところであります。

工藤副委員長 ということになると、一般町民が支払いに来たときの負担額は今までどおりで、その分にかかった部分は羽幌町が銀行に払うのだよという、そういうことですか。

豊島会計管理者 お答えします。
工藤副委員長のおっしゃるとおりになります。

金木委員 4番目の水道関係、下水道を除く、企業会計を除くということは、水道料金についてはそういうような対象にはならないという考えですか。

豊島会計管理者 お答えします。
企業会計につきましては、羽幌町役場の中に同じ建物という形で業務を私どもと一緒にしているのですけれども、会社が別という扱いになりますので、水道事業会計のほうについても羽幌町のほうと同じような動きで今補正予算を提案できるように準備を進めているというところであります。ただ、直接の担当の部署ではないので、私のほうからちょっと明言はできないですし、ご説明も不十分なところが出て変に誤解を生じても申し訳ないので、そこについては今回の説明するところからは除外させていただいているというところであります。

逢坂委員 ちょっと疑問なので、この手数料の見直しなのだけれども、単価、2ページの4の中に単価がそれぞれ載っかっているのですけれども、この単

価というのはほぼ公的機関というか、ほかの自治体、地方自治体も同じような金額になるのか。羽幌町だけ例えばこの220円で、ほかのところは違うという、もうばらばらですよという捉え方でいいのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

豊島会計管理者 ただいまの逢坂委員のご質問にお答えします。

まず、単価につきまして、単価というか、要請金額につきましては、それぞれの金融機関と自治体のほうで契約している事項ですので、当然別々になろうかと思えます。ただ、管内の中でも留萌信用金庫を当町と同じように指定金融機関という形で契約しているところが何か所かあります。そこらの自治体については、同じ指定金融機関という形で、かつ同じ金融機関ですので、その同じ金融機関から各自治体のほうにそれぞれ別に要請はされているものの、内容についてそれぞれ別であれば、やはりそこについては交渉事項にはなるのですけれども、心情的にあその自治体が高かった、低かったとなると、やっぱりそちらに他の自治体も合わせてくれというところが心情的なものになろうかと思うので、そこについては留萌信用金庫側は同じ内容で要請しているというような中身になっていると思えますし、そのように確認はさせていただいているところであります。

逢坂委員 その関連で、予定件数の関連なのですけれども、これは過去にない件数だと思うので、予定ということで挙げているのだけれども、これどういうベースで算定したか、ちょっと教えていただければ。

豊島会計管理者 お答えします。

まず、この予定件数の考え方なのですけれども、逢坂委員がおっしゃられたように過去に例を見ないものでありますので、こちらにつきましては出納室のほうから全庁的、役場組織全体的に照会をかけて、どのぐらいの数値になるかということ各担当のほうから回答をいただいたものを基に集計しているというところになります。

それで、紙ベースにつきましては、どの程度振り込みするかというのが正直そのとき、そのときでないと分からないことが多いのです。それで、留萌信用金庫さんのほうが指定金融機関、当町の指定金融機関になった

ところが昨年の7月ですので、そこから12月まで、昨年の7月から12月までで依頼をしてきた内容に基づく紙ベースでの振り込み、実績はどのぐらいあるのかというのを逆にこちらのほうから資料を求めたのです。その求めた資料に基づいて推計値を出した数字で、かつ本年の10月から翌年、来年の3月まで半年間、6か月間にどれだけの予定件数になるかというものを先ほど言った逆に提出いただいた実績から推計値を割り出して、それを6か月分出したのがこの紙ベースという形になります。もう一つ、FBというのは、町のほうから逆に電子データをもって振り込みを何件お願いするというので、これは手持ちの資料でありますので、その手持ちの資料の実績を調べ上げて、それに基づく伸び率だとか推計値を独自に算出して、紙ベースと同じようにその推計値に基づきまして本年の10月から来年の3月、6か月分の予定件数を出したのがこの7,643となります。

あと、残りの収納手数料、窓口収納の部分につきましては、これは何ともつかみようのない数字なものですから、先ほどもお話ししたように全庁的に照会をかけて、本年の当初予算を要求する時期にそれぞれの課でどのぐらい納付書なり納入通知書なるものを発付する予定ありますかという数値を出していただいています。それを回答をいただいて、それを集計して、先ほどの説明の中では言わなかったのですが、地方税統一QRコードというのが今地方4税にかかるようになっていきます。このQRコードについては除外という形、手数料の見直しの対象から除外されておりますので、それを除外した数値で、かつ水道の分を除外ということで、マックス12か月分の数値をまず出しました。そのマックスで出した数値に対して、納入者の都合により、どのタイミングで、いつ納めるかというのがちょっと町側のほうとしてもつかみ切れないところがあるので、ただしマックス12か月のものにすると、当然もう既に納期到来して納入済みの方もいらっしゃいますし、既に全部納期が来る前に全納されてしまっている方も当然いらっしゃるということになりますので、12か月分マックスで見るとはちょっと乱暴過ぎるということで、私どものほうで期間率というのを任意に作成させていただきました。マックスの数字に3分の2乗じて得た数字というのが今回の2万5,450件、これは納付書1枚当たりということになりますので、仮に6期の納付書であれば6枚が6件分という形になりますので、それを積み上げていった数字

が6か月分、ほかのところは6か月なのですけれども、ここだけは8か月分見えています。ということで、これは今年度当初で賦課しているものもあれば、滞納繰越しで来ているものもあるということも想定した上で期間率を12か月に対して3分の2、8か月分見させていただいたところのものからぼっていった数値が2万5,450ということになっているということにさせていただいています。ということで、ご理解いただければと思います。

佐藤委員 教えてほしいのだけれども、これ全ての金融機関が10月1日からということ。

豊島会計管理者 佐藤委員のご質問にお答えいたします。
今現在は、指定金融機関のほうからの要請ということですので、その指定金融機関に対する要請に対応するということですので、1金融機関というふうに今は考えております。振り込み手数料が発生するのは、指定金融機関の業務を担っている金融機関のみですので、それらについては当然負担が生じてくるものをカバーするということの兼ね合いから、要請を受けるという形にしているところでありまして、その他同時に要請されたものについてもそれぞれこれまで指定金融機関という形での業務を担っていただくことによって、金融機関側にもメリットがあったというふうに推察しているのですけれども、資料のほうでも説明したのですけれども、金利政策だとか地域経済の動向などから、指定金融機関の業務を担った後のメリットというのがだんだん薄れてきている状況であって、コストばかりかかってくるというような状況でということもありますので、それらを勘案した上で理事者のほうもそれらについて了解というか、理解をした上で、取りあえずまず要請を受けている指定金融機関に対して要請に応えましょうということでもありますので、結果からいうと佐藤委員のご質問の内容からいうと指定金融機関である留萌信用金庫1金庫のみ今回は対応させていただきたいという内容になっております。

佐藤委員 何となく金融機関も大変なことは分かるのだけれども、そのためにいわゆる国がこういう苦肉の策で、いわゆる信金に対しての今までただなも

のがこれだけあれば金融機関もある程度。だから、あくまでもこれは指定の振り込み先という条件でなければできないということだものね。これは、発生しないのだものね、手数料はね。信用金庫でなければ、この金額は出ないということですね。では、ほかの金融機関では、まだそういう指定金融機関でないということであれば、こういうほかの会社なんかの人たちは、そういうあれはないということだよ、手数料は。

豊島会計管理者 お答えします。そうですね。ただいまの質問にお答えしたいと思います。手数料の負担については、工藤副委員長のご質問の中でもお答えしたように納入者の方が直接発生するような手数料というのはありませんので、どの金融機関に行ってもその手数料というものではなくて、額面に書かれている金額のみを納めていただくというのがこれまでも、これからも変わらないという状況ではあると思います。ただ、指定金融機関の業務を担っていただくことによって、当町の多くの公金を取り扱っていただくという業務の中で振り込みにかかる手数料ももちろんですけども、窓口収納に係るものについてもかかってくる。今まで経営判断の中で手数料を無料にさせていただいていたというところで、それらは先ほども言ったように指定金融機関の業務を担うことによって、大きな金融機関もメリットがあったという時代の背景の中から、そのような政策を取っていただけたものだというふうには今は理解しているのですけれども、それらがなくなってきたということですので、それらを地方公共団体の業務の一端を担っていただいているということで、応分の負担ではないですが、それらを手数料という形で要請に基づいて今後お支払いをしていきたいというような考えであります。

これからいろんな情勢が変わって、指定金融機関以外のところでもそのような状況がもし仮に、今後いろんな状況の変化によって生じてくれば、できる、できない、かなう、かなわないというのはあろうかと思えますけれども、それらについては町側のほうとしては検討する余地はあろうかと思えますけれども、繰り返しになりますが、できる、できない、要請に応じられる、応じられないというのは正直なところあろうかと思えます。ということで、ご理解いただければと思います。

佐藤委員 ほかの金融機関では、まずそういうものは今の段階では出ていないということだよ、手数料はね。あくまでも指定された、役場がいわゆるそういう信用金庫に対しての手数料部分のそれを見てくださいということとやるというだけの話なのでしょう、これは。だから、今ほかの金融機関でも手数料がぼんと高くなっているわけではないという、一般の人たちが、例えば組合の金庫、そっち側のほうが手数料が10月1日から上がったよという、あれではないのでしょうか。

豊島会計管理者 あくまでも今これは公金に係る手数料ということですので、一般のお客様がご自身の都合によって、自分の目的を達成するためにお金を預金から引き出してどこかにお支払いするとか、振り込みをかけるとかというのは、それはそれぞれの金融機関で手数料というのを設定して、お客様のほうから負担いただいているものだと思うのです。ただ、それは各金融機関のほうでそれぞれどのような決め方をするかということで変わってくると思いますし、あとは日本銀行のほうでも金利政策というのを変えてきておりますので、それに横並びではないですけれども、手数料もそれに応じて上げるところもあれば、やはり下げるところもありますし、あとはネットバンキングみたいなものを使って手数料を格安にするよということお客様を呼び込んでいるという金融機関もあろうかと思いますが、それはあくまでも金融機関のほうでどのように設定するかというものでありまして、今回は公金のお金の出入りに対して指定金融機関の業務を担っていただいているというところで、そこに対して指定金融機関から自治体のほうに要請があったものに対して、それに応えましょうということ予算化させていただきたいというものになっておりますので、なので手数料の上げ下げというのは、ほかの金融機関の一般的なものについては、ちょっと私どものほうでは把握できていないところというのが正直なところでありまして、ご理解いただければと思います。

小寺委員長 ほかにございませつか。(なし。の声) この内容については、先ほど説明あったとおり9月の定例会で補正予算として提出される予定になっておりますので、たまたし疑問があった際は、そのときの質疑もたまたしよろしくお願ひします。

それでは、公金出納事務に係る手数料についての調査を終了したいと思います。ありがとうございました。皆さん、次3時50分から商工観光、最後頑張りましょう。

(休憩 15:41～15:50)

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、商工観光課より道の駅情報発信のデジタルサイネージ購入費の補正についてといきいき交流センター施設修繕費の補正について、2件の要請がありましたので、行いたいと思います。

まずは、道の駅の関連をした後に質疑を行いまして、その後いきいき交流センターの施設修繕費について行いたいと思います。

まずは、課長からよろしいですか。

4 道の駅情報発信デジタルサイネージ購入費の補正について

説明員 商工観光課 三上課長、小笠原係長

三上商工観光課長 15:50～15:51

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、またお疲れのところ、9月上程予定の補正予算の説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。案件につきましては、道の駅情報発信デジタルサイネージ購入費といきいき交流センターの施設修繕費ですが、観光振興係のどちらも担当でございますので、係長のほうから細かい説明をさせていただきます。

小笠原観光振興係長 15:51～15:53

それでは、ご説明のほうをさせていただきます。こちらは、9月の議会で提案する予定でございます補正予算案についてご説明をいたします。今回は、ご紹介いただきましたけれども、補正対応したい事業は2つございまして、資料のほうは一部ご用意しておりますが、1枚物の資料のほうを御覧いただければと思います。

まず、道の駅情報発信デジタルサイネージ購入費の補正についてという資料のほうを御覧ください。こちらの事業は、令和4年度及び令和5年度に株式会社さっぽろテレビ塔様よりいただいた企業版ふるさと納税、合計20万円分を財源とするもので、観光振

興に役立てていただきたいという先方からの意向に沿った形で、町内における観光情報などの情報発信力を高めるということで、デジタルサイネージ、要は液晶モニターを道の駅に配置するというものを購入するといった事業でございます。いただいた寄附の時期が少し年度末だったこともありまして、昨年度使えず、昨年度末にまた10万円いただいたので、今年度当初予算での対応というのができず、検討の結果、この時期の補正対応をさせていただきたいといったことになったものでございます。

液晶モニターのほうは、サンセットプラザのロビーに設置しまして、道の駅を訪れる方に向けて観光施設ですとか天売島、焼尻島、あとは特産品の紹介のほか、グルメ情報ですとか、あとふるさと納税の情報など、町の魅力発信に活用したいというふうに考えてございます。購入する液晶モニターは、より目を引くように75インチぐらいの大型のものを想定してございます。補正額については、購入予定額の23万1,000円に対して、現予算で不足する19万9,000円を補正予算として上程させていただきたいというふうに考えてございます。

1つ目の説明は以上でございます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:53～15:59

工藤副委員長 これは、今大体どこの施設に行っても情報が見れるという、そういうものだと思うのですけれども、例えばですけれども、これはこの中身、例えば羽幌でこんなイベントをやっているのだとかという、そういう情報というか、コマーシャルというか、そういう部分も入ってきているのでしょうか。

小笠原係長 委員おっしゃるとおり、イベント情報についてももちろん発信していきたいと思っております。デジタルで出せるものなので、資料を作ってしまえば映して、それがどんどんスライドして動くような形で使おうかなと思っております。

工藤副委員長 これは、自分で操作するのだよね。こうタッチしてやるのかとか、いろいろあるので。

小笠原係長 この購入する液晶モニターは、触って動くようなものではないので、自動的にスライドが更新されていくというか、切り替わっていくようなイメージになります。

工藤副委員長 そうしたら、その前に立っていれば見られるのだということですか。

小笠原係長 そのとおりでございます。

佐藤委員 いわゆるフェリーターミナルでやっているような形ということだものね。

小笠原係長 フェリーターミナルでも（あの天売、焼尻の紹介をしたりね。の声）動画を流したりしているのと同じような形です。

佐藤委員 これは、スタンドのタイプでなければ駄目なのでしょうか。

小笠原係長 大型のものなので、壁かけにするのはちょっと難しいかなというところで、スタンドを買ったほうが安く済むのではないかなというところで考えました。あと、スタンド式であれば、ほかのところに持って動かすこともできるので、いろんな使い方ができるということで、そちらを採用したというような形です。

逢坂委員 これは、いいことだなというふうには私自身は思うのですが、近年増加傾向にあるこの内容を見ますと、インバウンド対策として情報発信の多言語化にも活用するものであるという、この多言語化ということは、ここの画面の中にどんな流し方をするのか。多言語化というのは、例えば英語、中国語だとか、そういうもので流すのか、日本語だけでばあっと流すのか。そういう何かシステムというか、ちょっとイメージを教えてください。

小笠原係長 今は、まだ具体的にでき上がっているわけではないので、これからなのですけれども、例えば短い動画を作ったとして、そのときの字幕に英語を入れるとか、単純なスライドだったとしても日本語と英語を併記して載せるとか、そういった形で使えればいいのかなど思っていました。

逢坂委員 英語と日本語というのは分かる。それは、中身はちょっとこれから検討されるのだと思うのだけれども、そしてまたこれを置く位置だとか、例えばホテル、道の駅と言うけれども、道の駅だってあの売店周辺と、あともう椅子は窓際しかないので、座って見れるという場所というのは、例えばこれは座って見るより立って見るものではないのかなというふうには自分は思うのだけれども、そういう配置だとか、そういうのも何か想定しているのですかね。

小笠原係長 道の駅のホテル側と観光協会側と、これから具体的にどこに置くというのはまず検討なのですけれども、今想定しているのは本当にロビーのレストランに向かっていく道すがらに、今はバラ園の情報を出しているところがあるのですけれども、あそこに置くのが見やすいかなと思っていたところです。

金木委員 それに映像を映すその情報の更新だとか、そういうところは誰が、どこが担当するのですか。

小笠原係長 映像の更新については、観光振興係と、あと観光協会と連携をして出していきたいなと思っています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、こちらのほうは閉じまして、続いていきいき交流センターの施設修繕費の補正について説明をお願いいたします。

5 いきいき交流センター施設修繕費の補正について

説明員 商工観光課 小笠原係長

小笠原観光振興係長 15:59~16:02

続きまして、いきいき交流センター施設修繕費の補正についてという資料のほうを御覧ください。こちらの事業は、いきいき交流センター、サンセットプラザ施設の老朽化に伴う修繕経費を補正するものでございます。

サンセットプラザにつきましては、平成6年に建設をされまして、今年で30年が経過

する施設になっておりまして、全体的に老朽化が進んでおりますが、今回の補正では町民からの要望も多くいただいております温泉設備と、あと老朽化が著しい温泉側の駐車場の階段の修繕を行うものでございます。

それぞれ簡単に説明をさせていただきますと、温泉施設につきましては浴室内の洗いの鏡の交換全部です。それと、サウナ設備のドア、あと床の板、あと座るところの板の張り替えといった内容になっておりまして、男女浴室、同じように実施したいというふうに考えてございます。温泉設備については、タイルなど様々な設備で老朽化が進んでおりますが、例えば床のタイルを全面張り替える場合、3か月程度の工期が必要になるということなので、経営面にもちょっと大きな影響が出てしまうことから、今回の修繕は11月に予定している休館日に合わせて実施できる内容でやらせていただきたいというふうに考えております。また、温泉側の駐車場の階段については老朽化が著しく、景観上もよくないことから早急な対応が必要ということで、今回補正にて対応したいといったものでございます。補正額については、改修工事に係る経費1,167万1,000円に対して不足する1,159万4,000円としております。

説明は以上でございます。

小寺委員長

2ページ目の説明もちょっと簡単をお願いいたします。

小笠原観光振興係長

すみません。2ページ目のほうに施設の写真を添付しておりますので、やる施設、上から説明しますと浴室の鏡交換ということで男風呂13枚、女風呂13枚ありますので、計26枚、それとサウナ室の改修ということでドアの交換、それとサウナの座るところの板の交換、床板の交換、あと最後に温泉側の駐車場の階段の修繕ということで、このところをきれいにするといった工事になっております。

以上でございます。

小寺委員長

それでは、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 16:02～16:13

工藤副委員長 この温泉側の階段の修繕とあったのだけれども、ここに手すりをつけてくれという町民の強い要望があって、課長にも話してはいたのだけれども、この手すりはつけないのですか。

小笠原係長 今回の改修は、まず原状回復のための修繕ということで、この階段自体が構造上、手すりを埋め込むというのがちょっと難しいような構造になっているようで、つけるとしたら正面玄関のように別途土台を設置して、それに手すりをつけるような形になるようなのです。それで、手すりの要望があることはもちろん承知しているのですけれども、まず傷みが激しい部分を先に修繕をして、必要となれば後づけすることも可能ですので、そのような形で対応したいと今のところは考えております。

工藤副委員長 そうしたら、今後その手すりをつけるという今の段階での予算、例えば今年度のうちにやろうと思うのか、あるいは来年度の予算でやろうと思っているのか、その辺は課内で話合ってきているのか。

小笠原係長 まず、今年度については、階段のまず原状復旧というところをやらせていただいて、今後、来年度以降に修繕が必要というか、手すりをつけるべきだということになれば、来年度以降の予算で対応したいというのが今のところの状況でございます。

工藤副委員長 実際に僕が町民に言われたのが、要するにもう足腰が不自由になってきて、奥さんは何とか階段を上がっていきけるのだけれども、ご主人がほとんど上がっていけないと。この階段あるところよりもちょっと遠回りしていくとスロープになっているから、そうしたらどうなのですかと言ったら、やっぱりそこまで回っていくことも不自由でできないと。だから、そういう方って結構いるのではないかなと思うので、来年度でもいいですから、その予算の枠にその部分も入れる形で何とかしていただければいいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

小笠原係長 来年度以降の検討事項とさせていただきます。

- 逢坂委員 何点かちょっと質問と確認をしたいのですが、まず内訳で浴室の鏡、それからサウナ室の改修、それから温泉側の階段、これそれぞれ修繕をするということなのですが、総計1,100万程度かかるのですが、それぞれのかかる経費をちょっと教えていただければ。浴室の鏡は幾らとか、ちょっと。
- 小笠原係長 資料のほうにも、書かせていただいていますけれども、下のほう、表のところに一応入れてあるのですが、サウナ室と浴室鏡の修繕で840万円程度、温泉側の階段の修繕で320万円程度になっていまして、温泉側の……
- 逢坂委員 分からなければ、後で教えてもらえれば。
- 小笠原係長 サウナ室の改修工事というところで大体420万円程度、浴室鏡の改修工事が120万円程度で、それに対していろいろな経費がプラスでかかるような形になっております。諸経費を抜いて工事費だけでいくと、サウナ室で大体420万円ぐらい、浴室鏡が125万円ぐらいになっていまして、あと諸経費がプラスされますので、ような形になっています。
- 逢坂委員 それで、この浴室については、いきいき交流センター全体も含めて、毎回の委員会において私も何回もお話、要望しているのですけれども、今回一部、鏡とサウナ室と駐車場の階段ということでやるということなのですが、それはそれでいいことだと思います。今後の計画として、どういうふうな今考えでいるのか。来年度に向けて何か考えがあるのか。前々から要望しているのは、当然床タイルの滑りとかいろんなことで、これだけの問題では全然ないわけで、その辺を担当課として来年度予算に向けて要望していくのか。その辺をちょっと詳しく、露天風呂もそうだし、露天風呂のドアも全てほとんど、シャワーも毎回言っているのだけれども、全然機能していないと言ったらおかしいけれども、お風呂入ったら分かりますけれども、全くひどい状態なのだけれども、その辺は担当課としてどういうふうに考えているのかなという部分、まずは聞きたいと思います。

小寺委員長 すみません。今回議題としては施設の修繕費の補正なので、あまり大きくなり過ぎると答えづらい面もありますので、それを踏まえて回答をいただきたいというふうな感じでいいですかね。

逢坂委員 であれば、私の今の質問、全体像の計画について、今回は補正だけの問題だけだということであれば、その部分については、先ほど言った質問については取り消します。そして、今回はこれだけだということであるのであれば、それはそれで分かりました。いいです。

小寺委員長 問題が大きいので、ぜひ一般質問等で広げて……

逢坂委員 だから、取り消します。

小寺委員長 理事者も含めて、課長も含めてですけれども、ちょっと大きな問題になりかけたので、今回はちょっと今回の案に戻させていただきます。

金木委員 町にとってはメインの施設の補修ですから、1,000万強の予算は当然かかるのは仕方ないところですが、その財源的なところでは単費でいいのか、何か予備費的なものなのか、何かどこかの財源をちょっと当てにすることなのか、その辺のちょっと財源的な考えをお願いします。

小笠原係長 今回の財源は、まちづくり事業基金を充てる予定となります。

佐藤委員 この工事に係る業者さんは全て地元。

小笠原係長 これから入札をかけていくことになりますが、基本的には地元で指名したいなというふうに考えていますが、まだこれからです。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) ないようですので、これで閉めたいと思いますけれども、よろしいですか。
それでは、今日は午前中から始まって、視察もありまして、ありがとうございました。以上をもちまして総務産業常任委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。